

文 政 第 9 4 5 号
平成18年11月24日

沖 縄 市 長
東 門 美 津 子 殿

沖 縄 県 知 事
稲 嶺 恵 一

倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価書に対する知事意見について

平成18年10月11日付け沖市都1011002号で、みだしの環境影響評価書が沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第42条第3項の規定（以下「読み替え規定」という。）に基づいて読み替えて適用される条例第21条の規定に基づき送付されたところであるが、読み替え規定に基づき適用される条例第22条第1項の規定に基づき、当該評価書について環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べる。

(別 添)

倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価書に対する知事意見

- 1 当該事業の実施に伴うA湿地の消失等により、周辺残存湿地への水供給量の急激な変化や貴重動植物の減少等、現在の湿地環境が変化すると考えられることから、事後調査の結果、著しい影響が確認された場合は、当該事業実施区域及びその周辺における水供給量や植生の維持といった湿地環境の総合的な環境保全措置を講じること。
- 2 建設を予定している地元還元施設については、その内容や建設位置等、具体的な建設計画が決まっていないことから、同施設の建設にあたっては、建設地周辺の自然環境の状況を十分踏まえた上で、施設の内容や建設位置等の計画を策定すること。
また、施設建設による環境への影響を可能な限り回避、低減するため、専門家の指導・助言を受けて、工事中並びに施設の存在及び供用時における適切な環境保全措置を講じること。
- 3 貴重な動物種の予測において、事業実施区域外の生息環境を利用すると予測した種については、事業実施区域外における生息環境が、どの程度広がっているのかを具体的に示した上で、再度、予測・評価し、必要に応じ環境保全措置の実施を検討すること。
- 4 事後調査について
 - (1) 発生土については、土地区画整理事業及び最終処分場に搬出する計画として
いることから、それぞれに利用される量について事後調査を行い、発生土がすべて適正に利用されていることを確認すること。
なお、発生土の仮置きを行う場合は、仮置き時における環境影響についても事後調査を行うこと。
 - (2) 陸域生物及び生態系にかかる事後調査について、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるように、調査項目や調査手法等を見直すこと。